

# 建設機械施工における安全対策

矢野 公久

建設工事の事故防止は、請負者の責任において実施するのであるが、最終的には現場に従事する作業員一人一人の意識の問題に帰着すると言える。発注者と受注者である各建設関係者の双方が実効性のある事故防止対策を検討していくことで、事故は減らせると考える。

キーワード：建設工事の安全対策、建設機械施工、労働安全衛生法

## 1. はじめに

我が国の建設業における死亡者数は、平成8年度までは約1,000人/年と横ばい、平成15年度以降は徐々に減少して、平成8年度以前と比べて半減していますが、建設投資1兆円当たりの建設業における死亡者数(図-1)は平成8年度以降も横ばいであり、建

設業を取り巻く労働災害の状況は予断を許さない状況となっています。

また、全産業における死亡者数の推移における建設業の死亡者数が占める割合(図-2)は約35%強と依然として高い状況です。

建設業における死亡者数のなかでも、建設機械に起因する死亡者数(図-3)は15%を占めており、よ

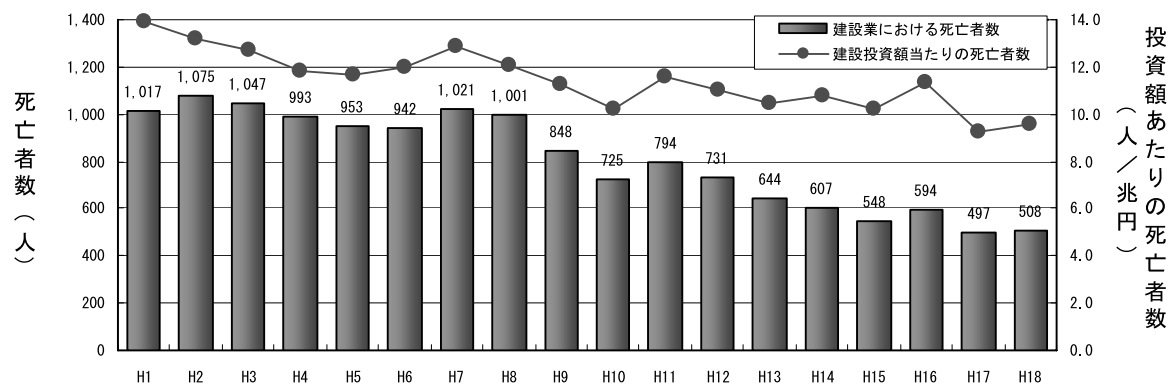


図-1 投資額と建設業における死亡者数(厚生労働省資料より)

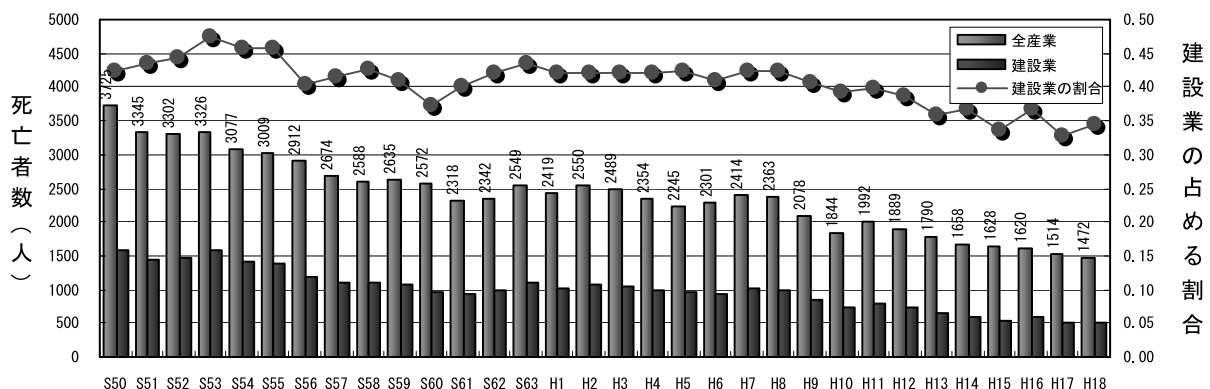


図-2 全産業における死亡者数の推移(建設業労働災害防止協会より)

り一層の対策が望まれています。

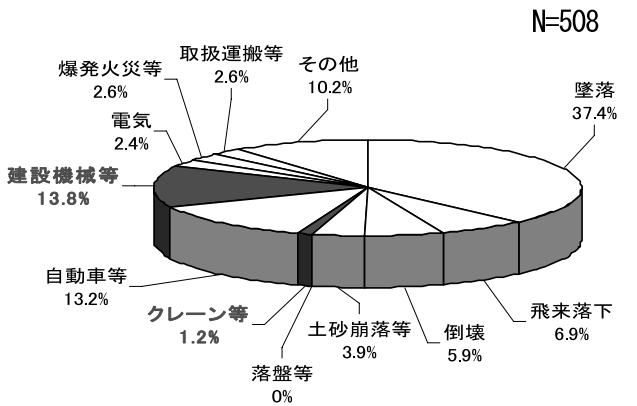
## 2. これまでの取り組み

建設工事の事故防止は、一義的には請負業者の責任において実施するものですが、国土交通省においても建設事故低減のために平成8年度から工事事故データの収集を行い、事故減少や事故防止のための対策について検討を行っています。

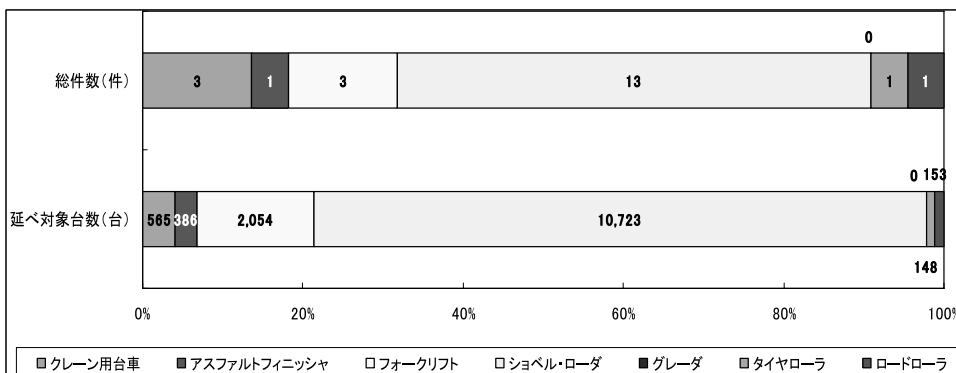
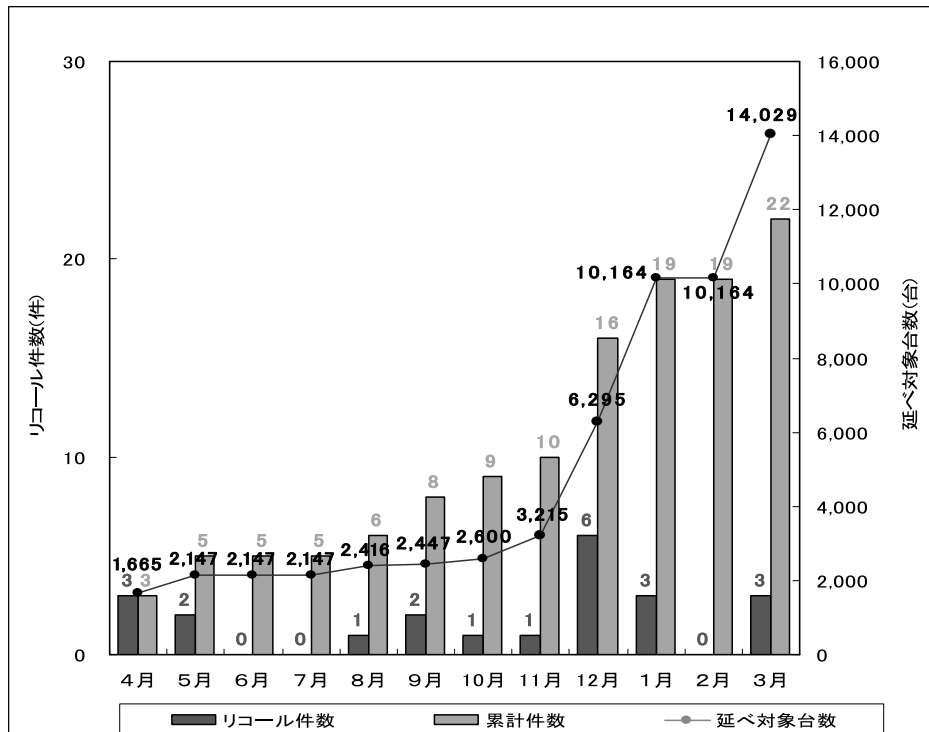
そのなかでも、建設機械施工に関する対策は以下のとおりです。

### ①「建設機械施工安全技術指針」の改正

現状の施工現場との整合や建設機械施工に関する新たな法・通達等との整合性を踏まえ、安全施工の速やかな対応を図るべく、平成17年3月に改正を行いました。



図一 建設業における建設機械等による死亡者数 (平成18年度) (建設業労働災害防止協会より)



図一 平成19年度の建設機械に関するリコール件数と対象台数

なお、本安全指針は、関係各団体に配布するとともに、HPで公開しています。

URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kense-tsusekou/kankyau/mic/kenkiss.htm>

## ②「建設機械施工安全マニュアル（案）」の作成

「建設機械施工安全技術指針」の改訂作業と同時に、発注者・請負者・専門工事業者及び建設機械メーカー等がお互いの安全管理の補完と安全施工に対する共通認識を持つことを主旨とした、「建設機械施工安全マニュアル（案）」を平成17年3月に作成しました。

なお、本安全マニュアル（案）についても、関係各団体に配布するとともに、HPで公開しています。

URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kense-tsusekou/kankyau/mic/kenkiss.htm>

## ③建設機械による安全施工のためのリコール対応

建設機械のうち、「道路運送車両法」の適用を受けるものは、機械の製造者は保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるため

に必要な改善措置を講じようとするときは、法に定められた事項を国土交通大臣に届け出を出すことが義務づけられています（リコール制度）。

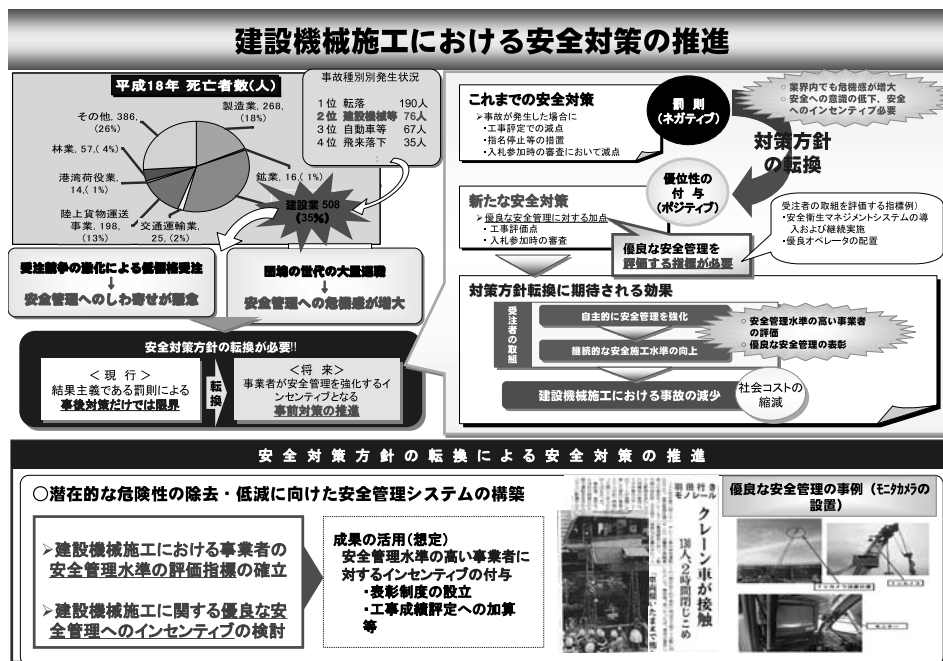
これらリコール情報について、各地方整備局等関係各課ならびに関係各団体等に情報提供を行うことで、安全管理に対する意識向上を図っています（図—4）。

## 3. 今後における取り組み

近年、これまでの指名停止等の措置や工事成績評定での減点などの罰則による事後対策に加え、安全優良事業者への表彰制度や工事成績評定への加点等の優位性を付与する事前対策の重要性を指摘する声が高まっています。

そのため、建設機械施工の安全対策に関する評価項目等を整理し、建設機械施工における自主的な安全管理対策を推進する事業者を客観的かつ適切に評価するための基礎資料を検討することで、建設業における安全管理水準の向上を図っていく考えです（図—5）。

J C M A



図—5 概念図

[筆者紹介]

矢野 公久 (やの ともしさ)  
国土交通省 総合政策局  
建設施工企画課  
施工調査係長

